

2025年度の事業報告書

2025年4月1日～2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

1 事業の成果

1) 差止請求活動について

- ・学校法人京都仏眼教育学園について、2024年度に送付した入学金を返還しないとする条項の差止をもとめる差止請求書に対する回答等を受け、検討し再度の申入れ等を送付しました。同法人は学則を変更されることとなり、現在その変更状況を確認中です。
- ・株式会社日本キーサービスについて、2024年度に送付した鍵あけ・鍵交換・鍵取り付けに関する工事請負契約の際、解約を妨げる条項や勧誘方法、ウェブサイト上の最低料金のみ提示し消費者に誤認を与える表示の差止を 求める差止請求書 に対する回答を受け、検討し再度のご連絡を送付しました。

2) 各種消費者問題に関する社会制度の改善事業

- ・2025年10月31日「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」に対する意見を適格消費者団体、特定適格消費者団体 連名で黄川田仁志内閣府特命大臣(消費者及び食品安全)、堀川奈津子消費者庁長官、日本弁護士連合会へ提出しました。
- ・2025年12月24日「デジタル社会の消費者取引に対する消費者法制度の在り方の検討に関する意見を黄川田仁志内閣府特命大臣(消費者及び食品安全)、堀井奈津子消費者庁長官に送付しました。

3) 総会記念講演、例会を開催しました。

- ・2025年5月27日 荒井哲朗弁護士を講師にお招きし、総会記念講演を会場とオンラインで開催しました。全国から会員等が参加し、意見交流をしました。
- ・会場とオンライン併用で例会を5回開催し、最近の消費者問題事例などについて学習しました。  
2025年4月1日「元任期付公務員森貞涼介弁護士が解説 一消費者庁・消費者委員会における最新の動向」  
講師: 森貞涼介弁護士  
2025年4月15日「小泉昭夫・京都大学名誉教授に聞く 一PFAS汚染にどう立ち向かうか？」  
講師: 京都大学名誉教授小泉昭夫氏  
2025年7月9日「改正消費者契約法の実務における活用について」  
講師: 増田朋記弁護士(KCCN理事・事務局長)  
2025年10月6日「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書の解説と意見交換」  
講師: 増田朋記弁護士(KCCN理事・事務局長)  
2025年11月6日「地方消費者行政への財政支援のこれから」  
講師: 増田朋記弁護士(KCCN理事・事務局長)  
2026年3月24日「ハートランド管理センター株式会社に対する差止請求と別荘地の管理費についての最高裁判決との関係」  
講師: 上田孝治弁護士

4) 情報提供事業

HPに随時、活動内容をUPし情報提供につとめました。

5) 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

- ・京都府・関係団体と共催で日本アフィリエイト協議会の笠井北斗氏を講師にお招きし 京都消費者問題セミナーをオンラインで開催し多数の参加がありました。
- ・京都くらしの安心・安全ネットワーク消費者被害に対する相談対応部会に参加しました。
- ・内閣府消費者委員会と消費者団体の意見交換会に参加しました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業(差止請求関係業務以外)

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の支出金額(円)	事業費の収入金額(円)
2、各種消費者問題に関する社会制度の改善事業	「デジタル社会の消費者取引に対する消費者法制度の在り方の検討に関する意見を黄川田仁志内閣府特命大臣(消費者及び食品安全)、堀井奈津子消費者庁長官に送付。	(A)2025年12月24日 (B)当法人事務所(C)9人	(D)不特定多数の市民(E)不明	印刷製本費176 通信運搬費920	0

3、講演会・講座等の企画・運営事業	総会記念講演会を会場とオンライン併用で開催。テーマ:詐欺被害事件における被害回復の実例 講師:荒井哲朗弁護士	(A)2025年5月27日 (B)当法人事務所 (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)57人	支払報酬 11,000 講師交通費 41,447 支払手数料 495	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催。テーマ:元任期付公務員森貞涼介弁護士が解説 ー消費者庁・消費者委員会における最新の動向 講師:森貞涼介弁護士	(A)2025年4月1日 (B)当法人事務所 (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)33人	0	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催。テーマ:小泉昭夫・京都大学名誉教授に聞く ーPFAS汚染にどう立ち向かうか? 講師:小泉昭夫名誉教授	(A)2025年4月15日 (B)当法人事務所 (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)20人	0	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催。テーマ:改正消費者契約法の実務における活用について 講師:増田朋記弁護士	(A)2025年7月9日 (B)当法人事務所 (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)18人	0	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催。テーマ:「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書の解説と意見交換」増田朋記弁護士が解説。	(A)2025年10月6日 (B)当法人事務所 (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)20人	0	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催。テーマ:「地方消費者行政への財政支援のこれから」増田朋記弁護士が解説。	(A)2025年11月6日 (B)当法人事務所 (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)14人	0	0
3、講演会・講座等の企画・運営事業	例会を会場とオンライン併用で開催。テーマ:「ハートランド管理センター株式会社に対する差止請求と別荘地の管理費についての最高裁判決との関係」講師:上田孝治弁護士	(A)2026年3月24日 (B)当法人事務所 (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)60人	支払報酬 16,500	0
4、情報提供事業	webサイトでセミナー開催報告など活動紹介	(A)2025年4月他 (B)当法人事務所 (C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
4、情報提供事業	消費者法ニュース(3か月に1回)に執筆	(A)2025年5月8月 2026年2月 (B)当法人事務所 (C)3人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	京都消費者問題セミナーをオンラインで開催	(A)2025年10月23日 (B)オンライン zoomウェビナー (C)9人	(D)不特定多数の市民 (E)72人	印刷製本費 5,566 通信運搬費 7,693 支払報酬 16,500 支払手数料 495	0

7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	内閣府消費者委員会と消費者団体の意見交換会に参加	(A)2025年10月6日 (B)中央合同庁舎第4号館8階 消費者委員会会議室及びウェブ会議システム(Webex)(C)1人	(D)不特定多数の市民(E)1人	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	エシカル消費に係る啓発イベント(SKY人生100年フェスタ)のブース出展協力	(A)2025年11月30日 (B)みやこめっせ (C)9人	(D)不特定多数の市民(E)2人	印刷製本費2500 通信運搬費600	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2025年9月27日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用 (C)4人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2025年9月28日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用 (C)4人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2026年3月7日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用 (C)4人	(D)不特定多数の市民、(E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協議会に参加	(A)2025年3月8日 (B)国民生活センター相模原事務所オンライン併用 (C)4人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0
7、消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	京都くらしの安心・安全ネットワーク消費者被害に対する相談対応部会に参加	(A)2026年2月13日 (B)オンライン (C)1人	(D)不特定多数の市民(E)不明	0	0

(2) 特定非営利活動に係る事業(差止請求関係業務)

事業名(定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の支出金額(円)	事業費の収入金額(円)
8、消費者契約法の差止請求関係業務	ウェブサイト上で差止請求を紹介	(A)2025年4月30日 他(B)当法人事務所(C)10人	(D)不特定多数の市民 (E)不明	0	0
8、消費者契約法の差止請求関係業務(差止請求にかかる情報提供分析等の検討グループ)	学校法人京都仏眼教育学園に対する差止請求関係業務	月19日他(B)団体事	(D)不特定多数の市民 (E)不明	印刷製本費56 通信運搬費1240	0

8、消費者契約法の差止請求関係業務(鍵レスキュー商法検討グループ)	株式会社日本キーサービスに対する差止請求関係業務	(A)2025年10月15日(B)当法人事務所(C)10人	(D)不特定多数の市民(E)不明	通信運搬費 460 印刷製本費 32	0
-----------------------------------	--------------------------	-------------------------------	------------------	-----------------------------	---